

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第57号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども・子育て会議委員」を「こども未来応援会議委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月24日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第58号

伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成16年伊賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「下さい」を「ください」に、「箱形」を「箱型」に、「キャブオーバー」を「キャブオーバ」に、「※発着主要経路の地点名を記入してください。」を「(例) 伊賀市⇄津市」に、「(通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1～2日間です。)」を「(例) 伊賀市から津市へ車検・登録のための回送は1日間」に改め、「・保」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月24日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第59号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する
条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1職別標準基準表行政職Eの項中「言語聴覚士」の次に「、放射線技師」を加え
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月29日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第60号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則
伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項並びに第8条第1項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第11条中「第17条」を「第18条」に改める。

第12条中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第5号及び様式第6号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

様式第12号中「第13条」を「第14条」に改める。

様式第13号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

様式第17号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

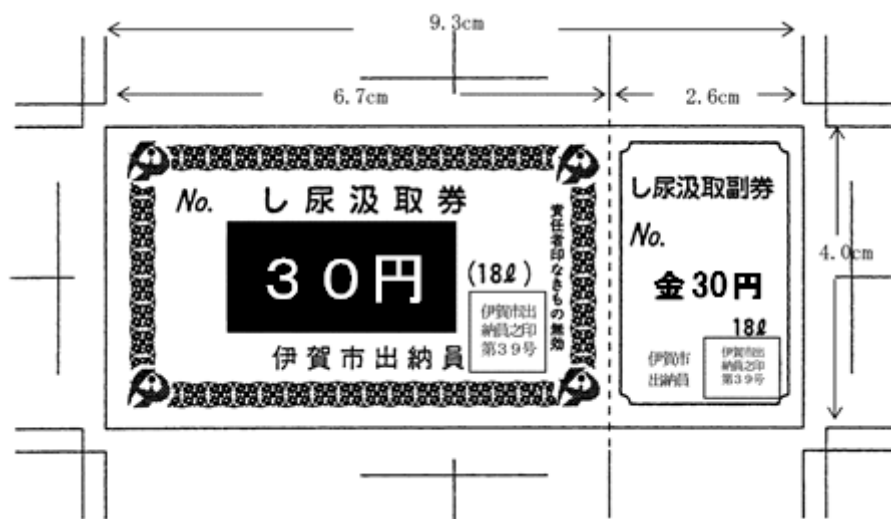
附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条第1項第1号の規定により購入しているし尿汲取券（次項において「旧し尿汲取券」という。）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行後、旧し尿汲取券を使用するときは、次の様式によるし尿汲取券を合わせて使用しなければならない。



- 4 この規則の施行の際この規則による改正前の様式第5号、様式第6号及び様式第13号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。